

日本下水道施設業協会 令和7年度 事業計画

I. 事業計画の概要

1. 下水道施設業を取り巻く状況

わが国は人口減少・少子高齢化が進行する社会に突入し、これまで築き上げてきたインフラを計画的かつ戦略的に将来へと引き継ぐマネジメントの時代に移行しつつあります。下水道も普及率が80%を超えストックが増大する中、施設の老朽化が進行しています。なかでも処理の中核を担う機械・電気設備の耐用年数は15～20年程度と言われているにもかかわらず、多くの施設においてそれを超過しており、下水道機能を継続的に保全し施設を適切かつ安定的に稼働させるためには、本格的な改築・更新が急務となっています。

一方で、脱炭素社会の実現に向け、機器類の省エネ性能の向上やバイオガス等を活用した創エネ技術の開発などプラント施設の技術革新が進展しており、グリーンイノベーション下水道に貢献する新たな技術の積極的な採用が求められます。さらに、近年は気候変動の影響が顕在化しており、防災・減災、国土強靱化の観点から、頻発・激甚化する大雨に対応した浸水対策の強化を図るため、ポンプ場等の機械・電気設備の改築・更新や新規整備も推進する必要があります。

足元の事業執行では、継続する円安や物価上昇等の社会経済情勢を受け、資機材価格の高騰や納期の遅延が散見され、現在も続いている状況にあります。また、建設業等においても時間外労働の上限規制が適用され、適正な工期設定をはじめ働き方改革への確実な対応が迫られています。

このような中、令和6年能登半島地震により水インフラの重要性が再認識され、国においては、水道整備・管理行政が国土交通省に移管し上下水道一体の取組が始まるとともに、ウォーターPPPの導入に向けた議論が進められるなど、下水道事業の根幹を大きく転換する施策が本格的に動き出しています。

下水道を取り巻く環境やそれを受けた事業の形は大きく変化しようとしています。下水道は、国民の安全・安心、また健全な水環境の確保に重要な役割を担うインフラであることに何ら変わりはなく、人口減少が進行する中にも将来にわたり持続的・安定的に機能を果たすことが求められます。一方で、脱炭素社会の実現や防災・減災、国土強靱化といった政策課題や社会的要請に対しては、着実かつスピーディに対策を進めていく必要があります。

事業主体である地方公共団体の経営環境が厳しさを増す中、これらに適切に対処していくには、民間企業のノウハウや創意工夫にインセンティブを付与してそれらの活用を促進するなど、官民の連携・協力をさらに推進すべきと考えます。

日本下水道施設業協会は、下水道施設の品質確保、下水道の価値の発信、官民連携の推進、新技術の開発・普及、会員企業の健全な発展といった役割の下、関係機関への提言活動や意見交換、技術や市場に関する調査・検討、セミナー等の広報・普及啓発などの協会活動を通じて、下水道の機能を健全に保ちつつ施設ストックを将来へと引き継ぎ、多様化・高度化するニーズに的確に応えられるよう、

下水道事業の持続と進化に貢献してまいります。

2. 事業執行に関わる諸課題解決への取り組み

老朽化が進行する下水道施設の計画的な改築・更新や、脱炭素社会の実現、循環型社会の構築等に必要事業費が確実に確保され円滑な事業執行が可能となるよう、会員の意見等をもとに、国、日本下水道事業団（以下、「事業団」）、地方公共団体への提言活動や意見交換等を積極的に行っていきます。

1) 持続可能な下水道事業の推進

計画的な改築・更新や防災・減災、国土強靱化等に必要事業費の確保に加え、脱炭素等に係る新技術の開発や積極的な採用、書類等手続きの簡素化・DXによる生産性向上や、時間外労働規制への対応も含む働き方改革が図られるよう、国、事業団、地方公共団体に積極的な働きかけを行います。

また、浸水等の自然災害が頻発・激甚化していることから、下水道施設の被災時における円滑な復旧を目的に、地方公共団体との災害復旧協定の導入を進めます。

さらに、上下水道行政の一元化に伴い、上下水道に係る様々な業界団体においても連携が期待されており、今後想定される施策展開に適切に対応するため、上水道分野も含め、関連業界団体に対する施設協の関わりや施設協自身のあり方について議論を行っていきます。

2) 社会経済状況や改築・更新を踏まえた設計・積算の改善

機器価格の高騰や電気部品等の長納期化に的確に対応し、機器スライドの適用も含め、設計価格や積算体系に適切に反映されるよう、制度を所掌する国、事業主体である事業団及び地方公共団体に強く働きかけます。また、発注工事の7割を占め、仮設等が現場条件に大きく左右され複雑で手間を要する改築・更新において、適切な設計・積算及び設計変更が確実に履行されるよう、訴えかけを行います。

3) 官民連携を含む適正な入札契約制度の構築

改正品確法に基づく発注事務の運用指針及び改正入契法に基づく適正化指針を受け、公共工事の適正な契約に向けて、予定価格の事前公表の廃止や、技術力を重視した契約制度の充実等を働きかけます。

また、ウォーターPPP等官民連携の制度や運用の課題について引き続き検討を深め、必要に応じて提言活動等を行います。

4) 循環型・脱炭素社会の構築とグローバル化への対応

脱炭素社会の実現等、社会的要請や政策課題を受け技術革新が進む中、各種指針類が適宜適切に見直されるよう、必要な技術資料の収集・整理・提供を進めます。

また、グローバル化が進む中、国内外での円滑な事業執行や、わが国の技術の活用に向け、活発化する水分野の国際標準化への対応を行います。

3. 広報・普及啓発への取り組み

下水道事業について関係者のみならず広く国民の理解を得ることは、事業費の確保や適切な仕組みの構築、円滑な事業執行等を進める観点から大変重要であり、下水道整備の必要性や下水道の持つバ

リユースを分かりやすく情報発信し、その力を高め相応しいプレゼンスの向上を目指します。

1) 広報活動

技術紹介を含むホームページの作成や機関誌(年2回)の発行、他協会と連携した壁新聞の発行、有志による一般向けの広報活動等を通じ、地方公共団体等へ新たな動きを含めた情報発信を行います。

2) 普及啓発活動等

入札契約制度等に関する公開講座や政策課題に対応した「下水道循環のみち」セミナーをリモートも活用しつつ開催し、また、会員向けには制度改正等の周知や安全管理等の講習、会報の発行等を適時行います。さらに、関係団体や下水道広報プラットフォーム(GKP)等と連携した展示会活動などに協力するとともに、下水道界への優秀な人材の確保に向けた会員の活動を支援します。